

## 兵庫県還暦軟式野球連盟 規約

### 第1章 総則

#### 第1条 (名称および事務局)

本連盟は「兵庫県還暦軟式野球連盟 (以下兵還連と呼称)」と称し、事務局を事務局長宅に置く。

#### 第2条 (目的)

本連盟は選手・監督は60歳以上で構成され、チーム間および選手相互において親睦と交流を図り、協調の精神と和を尊び、還暦野球を通じ高齢者の健康維持と気力向上を図ることを目的とする。

#### 第3条 (構成)

本連盟は、本連盟と全日本還暦軟式野球連盟 (以下全還連と呼称) に年会費を納付し、加盟・登録したチーム及び監督・選手等会員によって構成される。

会員とは、監督・選手のほか、代表、専任審判員、マネージャー、スコアラー等連盟に登録している者全てをいう。

《「全還連」は財団法人全日本軟式野球連盟に団体加盟》

#### 第4条 (事業)

本連盟は第2条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- (1) 本連盟加盟チームによる公式試合リーグ戦および交流試合リーグ戦。
- (2) 全還連主催の全日本大会、選抜大会、および地区大会への出場。
- (3) 招待試合、親善試合への出場。
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業。

### 第2章 組織

#### 第5条 (役員)

本連盟に次の役員をおく。

- (1) 会長1名、副会長1名、理事長1名、常任理事若干名、理事 (各チームより1名選出)。
- (2) 会長は常任理事会で候補者を決定し、理事会で承認する。  
会長は大局的な見地から連盟運営について助言・進言をおこなう。
- (3) 理事長は常任理事会で候補者を決定し、理事会で承認する。  
理事長は本連盟を代表し、連盟運営全般を統括する。また、全還連の兵庫県代表理事を兼ねる。  
近畿還暦軟式野球連盟については理事長が指名し理事会で承認する。
- (4) 常任理事は理事長が指名し、理事会で承認する  
理事長は必要に応じ、常任理事より副理事長、事務局長を選任する。  
副理事長は理事長を補佐し、理事長不在の場合はその任務を代行する。また、第8条に定める担当の任務にあたる。

事務局長は事務局員を統括し、理事長を助け、第8条に定める担当の任務に事務局員とともにあたる。常任理事は理事を兼ねない。

- (5) 役職の増設、削除は理事会で承認する。
- (6) 理事は各チームにおいて監督またはそれに準ずる者1名を選出し、本連盟に報告する。理事に欠員が出た場合は直ちにチームで後任の理事を選出し、連盟に報告する。
- (7) 必要に応じて顧問および相談役をおくことができる。顧問、相談役は原則として全役員の中から常任理事会で選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- (8) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。補選役員任期は前任者の残り期間とする。

## 第6条（監事）

理事長は、会員の中から監事を選任する。

理事長が必要と認めた場合、監事は役員会に出席することができる。

## 第7条（事務局）

本連盟に事務局をおく。

- (1) 事務局には事務局長をおく。事務局長は理事長が選任する。
- (2) 事務局には企画、総務、運営、広報、会計、審判、連絡・調整の各部門をおく。なお、渉外は常任理事、審査は企画、喜寿は総務部門で対応する。

## 第8条（担当）

理事長は常任理事および事務局員に次の担当を委嘱する。各担当の任務は別に定める。企画担当、総務担当、運営担当、広報担当、会計担当、審判担当、連絡・調整担当

# 第3章 会議

## 第9条（定時総会）

毎年1月に理事長が招集する。緊急重要事案のある場合は臨時に開催することができる。

- (1) 総会は第5条に定める役員のほか、各チームの代表者により構成される。
- (2) 総会の議長は理事長または理事長が指名する役員とする。
- (3) 総会は次の事項について議決・承認する。
  - ・事業報告・計画に関すること。
  - ・予算・決算、年会費に関すること。
  - ・理事の承認に関すること。
  - ・その他本連盟に関すること。
- (4) 総会の議決権は各チーム1個とし、委任状出席を認める。
- (5) 総会の議決は議決権を有する理事の2/3以上の出席と、出席者の過半数の賛成により決する。また、賛否同数の場合は議長が決する。

## 第10条（理事会）

必要に応じ理事長が招集する。

- (1) 理事会は会長、理事長、常任理事、および理事により構成される。
- (2) 理事会の議長は理事長または理事長が指名する役員とする。

- (3) 理事会は本連盟の運営に関する重要事項について議決・承認する。
- (4) 理事会の議決権は各チーム1個とし、委任状出席を認める。
- (5) 理事会の議決は議決権を有する理事の2/3以上の出席と、出席者の過半数の賛成により決する。また、賛否同数の場合は議長が決する。
- (6) 理事会が開催できない事情がある場合は理事の過半数の賛成により、文書による決議をおこなうことができる。
- (7) 理事会には事務局の出席を求め、必要な説明をさせることができる。

#### 第11条（常任理事会）

必要に応じ理事長が招集する。

- (1) 常任理事会は理事長、常任理事により構成される。
- (2) 常任理事会の議長は理事長が指名する。
- (3) 常任理事会は本連盟の運営に必要な事項について起案・検討し、理事会に付議する。
- (4) 常任理事会は執行部門として総会・理事会における議決権はない。
- (5) 理事会より委任された事項および緊急を要する事項については常任理事会の議決により決する。

#### 第12条（事務局会議）

必要に応じ、事務局長が招集する。

- (1) 事務局会議は事務局長および事務局員により構成される。必要に応じ、理事長、副理事長が出席する。
- (2) 事務局会議では、運営に関する事項を協議し、常任理事会、理事会に報告または提案する。

#### 第13条（議事録）

本規約に定める会議の議事については議事録を作成し保存する。

## 第4章 会計

#### 第14条（収入）

収入は加盟チームの年会費と新規加盟チームの新規登録料をもってこれに充てる。

- (1) 年会費の金額は総会において決定し、各チームは当該金額を本連盟に納入する。
- (2) 新規加盟チームの新規登録料は20,000円とする。
- (3) 連盟の運営上必要な場合は、理事会の決議を経て、臨時に会費を徴収することができる。

#### 第15条（支出）

- (1) 本連盟運営上必要な費用は常任理事会の承認により支出するものとする。ただし、社会通念上少額にあたる費用の支出については事後承認も可能とする。
- (2) 予算に計上された費目の各費目間流用は常任理事会において報告するものとする。

#### 第16条（会計年度）

本連盟の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終了する。

## 第5章 新規加盟と脱会

### 第17条 (加盟と脱会手続き)

- (1) 新規加盟または脱会を希望する場合は、書面によりその旨を申請する。
- (2) 審査担当者会で審議のうえ常任理事会に諮り、理事会の承認を得る。
- (3) 新規加盟の申請は毎年10月末日を期限とし、承認された場合は次年度よりリーグ戦の公式試合および交流試合に出場することができる。また、脱会申請は11月末日を期限とする。

## 第6章 登録

### 第18条 (兵還連登録)

本連盟への登録については次のとおりとする。

- (1) 各チームは年度ごとに所属選手を本連盟に登録する。
- (2) 新規登録選手は、全還連登録業務に準じて当該年度の翌年4月1日以前に還暦は満60歳以上、古希は満70歳以上、喜寿は満77歳以上に到達する者とする。
- (3) その他選手登録、チーム役付き者登録等にかかる手続き等については別に定める。
- (4) 移籍者の登録については別に定める。(細則参照)

### 第19条 (全還連登録)

全還連への登録については次のとおりとする。

- (1) 各チームは年度ごとにチームおよび所属選手を全還連に登録する。
- (2) その他選手登録、チーム登録等にかかる手続き等については別に定める。

## 第7章 規律

### 第20条 (連盟規約の遵守)

本連盟会員は常に協調と和の精神をもって規約を遵守し、連盟の発展に努めなければならない。

### 第21条 (行動規範の遵守)

本連盟会員は別に定める行動規範を遵守しなければならない。

### 第22条 (競技規範)

本連盟の競技はすべて別に定める兵還連「公式競技規則」に従い行うものとする。

### 第23条 (規約違反等による罰則)

本連盟規約第2条、第20条、第21条の規定に反する行為および以下に定める行為を行った会員は、審査担当者会に諮り、理事会決議により除名もしくはリーグ戦等への出場を停止することができる。

- (1) 本連盟の規約に違反や連盟の運営に混乱を招くような行為があった場合。
- (2) 本連盟および会員の人間としての尊厳を著しく傷つけ、名誉、信用を失墜させるような行為があった場合。
- (3) その他前項に準ずる行為があったと認められる場合。

## 第8章 その他

### 第24条（事 故）

- (1) 会員の活動中または移動中等における不測の事故等については、その場での応急処置は施すものの、連盟としての責任は一切負わないものとする。
- (2) チームはスポーツ傷害保険に団体加入することを義務とする。

### 第25条（その他）

本規約に取り決めのない事項については、常任理事会において審議のうえ、理事会で決定する。

### 付 則

この規約は平成22年5月25日に全面改正し、平成22年7月1日から施行する。

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| ◎平成23年4月1日一部改正   | ◎平成24年2月20日一部改正 |
| ◎平成25年1月18日一部改正  | ◎平成26年1月24日一部改正 |
| ◎平成26年12月10日一部改正 | ◎平成28年1月29日一部改正 |
| ◎平成29年2月2日一部改正   | ◎令和3年12月9日一部改正  |
| ◎令和5年1月20日一部改正   |                 |

## 兵庫県還暦軟式野球連盟 細則

### 第1条（名称）

本細則を兵庫県還暦軟式野球連盟細則と称し、連盟規約に取り決めのない事項および規約のうち別に定めるとした条文について規定する。

### 第2条（目的）

本細則は円滑な連盟運営を図ることを目的とする。

### 第3条（連盟規約第8条 担当者の主たる任務）

企画担当：連盟運営に関する企画・立案、会議運営、規約制定・改廃、審査業務、その他特命業務

総務担当：各種登録事務、会議運営・まとめ、その他特命業務

運営担当：リーグ編成、日程編成、開・閉会式、表彰業務、その他特命業務

広報担当：リーグ戦等の結果収集および成績集計、各報道機関対応、ホームページの管理・運営、その他特命業務

会計担当：連盟収入・支出等金銭の出納管理および予算書・決算書の作成、その他特命業務

審判担当：審判部が担当するリーグ戦を含む各種大会の審判員編成、審判員の指導育成・技術向上を目的とする講習会・研修会等の開催支援業務、その他特命業務

連絡・調整担当：事務局庶務業務、その他特命業務

#### 第4条（連盟規約第18条 兵還連登録手続き）

- (1) 次年度チーム代表、監督、主将、選手、理事およびその他担当者を所定書式により3月1日付で連盟事務局総務担当者に提出する。  
\*提出期限：1月10日迄  
同時に別表1に定める新規加盟料、登録料を兵還連会計に振り込む。  
\*振込期限：毎年1月25日迄
- (2) 次年度登録申請の際、新規・移籍登録選手は、(1)の申請時に所定書式に基づき選手欄に明記し、新規登録者は年齢証明書、移籍者は移籍届と年齢証明書を添え、連盟事務局総務担当者に提出する。
- (3) シーズン途中の追加登録選手は所定書式により、年齢証明書を添え7月1日付で連盟事務局総務担当者に提出する。  
\*提出期限：6月10日迄  
(補足1) 毎年7月1日付で登録された選手は、7月以降の全試合に出場可能とする。  
(補足2) 次年度登録後、前期期中に退会した選手がつけていた背番号を途中登録選手が引き継ぐ場合は、所定書式（諸変更届）による抹消届が必要となる。なお、次年度登録申請の際、退部等で登録をしない場合は不要である。
- (4) 兵還連のみ規約第18条(2)項の時期に還暦満59歳、古希満69歳、喜寿満76歳に到達する者は予備生として前記(1)申請時に選手欄に明記し、所定書式に基づき登録できる。  
(補足) リーグ戦公式試合は出場できないが、交流戦は出場できる。
- (5) 連盟未登録者の公式試合、交流試合への出場は認めない。
- (6) 移籍者の登録について
  - ①移籍先のチームが所属するリーグ（還暦・古希・喜寿）への登録が、新規もしくは1年以上未登録状態である場合は、新規登録扱いとする。  
(補足1) 古希を併設しない還暦登録者が他チームの古希に登録する場合は新規扱いとする。  
(補足2) 同リーグ間で次年度移籍する選手は移籍者扱いとなり、移籍届・年齢証明を必要とする。
  - ②移籍先への登録には、両チームの代表または監督の合意を得た移籍届を必要とする。  
(補足1) 所属していたチームが解散、または休部した場合は、移籍届は不要であるが、他チームでの登録は新規扱いとなる為、年齢証明を必要とする。  
(補足2) 移籍選手もシーズン開幕から出場できる。
  - ③シーズン中の移籍は一切認めない。

#### 第5条（連盟規約第19条 全還連登録手続き）

- (1) 次年度のチーム登録、選手登録申請は所定書式により12月31日付で連盟事務局総務担当者に提出する。同時に別表1に定める登録料を兵還連会計担当者に振り込む。兵還連会計担当者は一括で全還連に納入する。  
\*提出期限・振込期限：12月15日迄
- (2) 次年度登録申請の際、新規・移籍登録選手は(1)の申請時に選手欄に明記し、新規登録者は年齢証明書、移籍者は移籍届と年齢証明書を添え、所定書式に基づき連盟事務局総務担当者に提出する。
- (3) 提出期限を過ぎてからの「追加、変更」は認めない。

#### 第6条（連盟規約第21条 行動規範）

- (1) 還暦野球に関わるすべての人々に対し、感謝と喜びの気持ちを持ち行動する。
- (2) 連盟公式競技規則を遵守し、常にフェアプレー精神で臨む。
- (3) 常に信頼と協調の精神を持ち、みだりに連盟や会員を誹謗中傷してはならない。

## 第7条（監督会議）

- (1) 監督会議は、必要に応じ理事長が招集する。
- (2) その他、グラウンド上の諸問題について協議し決する。

## 第8条（大会出場資格）

- (1) 全日本還暦軟式野球選手権大会
- (2) 全日本選抜還暦軟式野球大会
- (3) 西日本還暦軟式野球大会
- (4) 近畿還暦軟式野球大会
- (5) 全日本古希軟式野球大会
- (6) 西日本古希軟式野球大会
- (7) 近畿古希軟式野球大会

上記(1)～(7)の出場チームは、前年度リーグ戦総合順位（公式競技規則7）に従って割り当てる。なお、全還連取り決め事項には各大会における優勝・準優勝チームは次期当大会への参加を義務付け、かつ、参加チーム数は割り当て枠内とする。それに該当した場合は、上記リーグ戦順位によらない場合もあり、次期当大会ならびに他の全還連主催大会の参加チームについては常任理事会において協議し決定する。

## 第9条（大会棄権）

第8条の出場資格を有するチームが出場を棄権する場合は、ペナルティーとして当該大会参加申込金を代わって出場するチームに支払うものとする。

## 第10条（出張費）

- (1) 本連盟を代表して会議等に出席した場合は、交通費実費を支給する。
- (2) 宿泊が必要と認められた場合は、社会通念上常識の範囲内で実費を支給する。
- (3) 連盟内会議においても必要と認められた場合は、交通費実費を支給する。  
マイカー使用の場合は、公共交通機関を利用した場合の交通費と同額を支給する。

## 第11条（表彰）

- (1) 還暦および古希は当該年度公式リーグ戦の総合順位1位～3位、喜寿は1位を別表2のとおり表彰する。
- (2) 当該年度に著しい成績を上げた選手は、各チームの申請に基づき、常任理事会、理事会の議決を経て表彰する。また、多大な功績を上げたチームも同様に表彰する。
- (3) 本連盟の活動に関し格別の功労をあげた会員には、常任理事会、理事会の議決を経て表彰する。

## 第12条（慶弔費）

その都度常任理事会で協議し決定する。

別表1 所属連盟別新規加盟料・登録料

	兵還連		近還連		全還連
	新規加盟料	登録料	新規加盟料	登録料	登録料
還 暦	20,000円	20,000円	10,000円	3,000円	20,000円
古 希	20,000円	20,000円	10,000円	3,000円	10,000円
喜 寿	20,000円	10,000円	—	—	—

\*新規加盟料は連盟に加盟時のみ納入

別表2 表彰内容一覧

## 還暦公式リーグ戦

第一位	・表彰状	・優勝旗	・副賞（2万円）
第二位	・表彰状	・準優勝トロフィー	・副賞（1万5千円）
第三位	・表彰状	・楯	・副賞（1万円）

## 古希公式リーグ戦

第一位	・表彰状	・優勝旗	・副賞（2万円）
第二位	・表彰状	・準優勝トロフィー	・副賞（1万5千円）
第三位	・表彰状	・楯	・副賞（1万円）

## 喜寿公式リーグ戦

第一位	・表彰状	・優勝カップ	・副賞（ボール1ダース）
-----	------	--------	--------------

## 附 則

この細則は平成22年5月25日に制定し平成22年7月1日施行する。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ・平成24年 3月 1日一部改正  | ・平成25年 1月18日一部改正 |
| ・平成25年 8月 2日一部改正  | ・平成26年 1月24日一部改正 |
| ・平成26年12月10日一部改正  | ・平成28年 1月29日一部改正 |
| ・平成29年 2月 2日一部改正  | ・平成30年 2月 6日一部改正 |
| ・令和 元年 8月23日一部改正  | ・令和元年 12月12日一部改正 |
| ・令和 2年 12月10日一部改正 | ・令和3年 2月 9日一部改正  |
| ・令和 3年 12月 9日一部改正 | ・令和5年 8月25日一部改正  |
| ・令和 5年 12月15日一部改正 | ・令和6年 1月26日一部改正  |



兵庫県還暦軟式野球連盟 公式競技規則
--------------------

1. 球場使用料および公式試合の審判員手当（4名体制は6,000円、7月～8月の夏季5名体制は7,500円）はホームチームが負担する。
2. 試合球はホームチームが用意し（還暦リーグはケンコーM号ボール、古希リーグはマルエスM号ボール）、審判用具は審判担当チームが用意する。
3. 試合は7回戦とし、延長戦は行わない。但し、時間制限を設定し、100分を経過した場合は新しい回に入らない。
4. 同点の場合は引き分けとし、両チームに0.5勝を与える。
5. 5回以降7点以上の得点差が生じた場合はコールドゲームを適用する。  
但し、100分を経過した場合は5回以前であってもコールドゲームとする。  
また、降雨等により審判員が試合続行不可能と判断し、5回終了または100分経過した場合は試合成立とする。
6. 雨天中止の場合は、ホームチームから対戦チームおよび審判担当チームの責任者にその旨を連絡する。
7. 総合順位は最終勝率により決定するものとする。  
最終勝率が同率の場合は①直接対戦の勝ち負け②当該カードがタイの場合は得失点差③公式試合全試合の得失点差の順で最終順位を決定するものとする。
8. 古希は東西リーグの首位同士による王座決定戦により、1位・2位を決定するものとする（王座決定戦の試合要項は兵還連HPを参照のこと）。  
3位以下の総合順位については、前7項による最終勝率・各リーグの順位・昨年度の総合順位の順とする。
9. バッテリー間は16.3m、各塁間は25.0mとする。また、ベースは固定式にする。
10. ダッグアウトはホームチームが1塁側、ビジターチームは3塁側とし、ビジターチームを先攻とする。
11. 背番号は監督30番、主将10番とする。（喜寿リーグの監督、主将は他の背番号も認める）。
12. 同チームの選手は同色、同形、同意匠のユニフォームで裾を絞ったズボンを着用すること。  
また、ストッキングはズボンの裾を上げて明確に確認できるようにすること。
13. 打者、走者、ベースコーチのヘルメットの着用を義務づける。
14. 捕手は危険防止上マスク、捕手用ヘルメット、プロテクター、レガース、ファウルカップの着用を義務付ける。
15. 攻守交代時の投手の投球練習を補佐する選手は危険防止のためマスク着用を義務づける。  
マスク未着用での投球練習の補佐は認めない。 P.2
16. 金具付スパイクシューズの使用は禁止する。また、試合出場選手のトレーニングシューズはスパイクとは認めない。  
スパイクはメーカーにより意匠が異なることは構わないが、色はチーム同色とする（全還連の規定に準ずる）。
17. 審判員は試合前に使用道具の点検と確認を行うこと。バットについては、J S B B（全日本軟式野球連盟）印のものを使用すること。また、木製バットは改造・変造・加工したものは使用できない。
18. 投手のグローブは1色のみものを使用すること。
19. サングラスの使用は認めるがミラー型は禁止する。なお、投手は審判員および相手チームの許可を得ること。
20. ファーストミットはキャッチャーミットとして使用は可、キャッチャーミットはファーストミットとしての使用は不可とする。
21. 両チームは先発メンバー表を公式戦は3部、交流戦は2部を控え選手名簿を添えて審判に提出する。
22. 申告故意四球の規定を適用する。
23. 投手の練習球は初回7球（投手交代時を含む）以降3球とする。但し、球審は投手の緊急登板、寒冷時など必要と認めた場合は投球数を増やすことができる。

24. 責任審判員は試合開始にあたり球場の状況を確認し、グラウンド内に器具が置かれていたりファールゾーンやベンチが狭かったりして処置が必要と判断した場合など、試合結果に影響を与えない範囲でローカルルールを定めることができる。この場合、両チームへ試合開始前にローカルルールの内容を説明する。
25. 打者への死球や塁上の走者が負傷した場合の臨時代走に投手と捕手は除くものとする。
26. 審判は4人制とする（不測の事態を勘案し、控え審判員1名の帯同が望ましい。但し、7月～8月の猛暑月においては、必ず、控え審判員を帯同し、5名体制で臨むこと）。審判員は試合途中において、両チーム監督の承認を得てポジションを変更することができる。また、同様に控え審判員が他の審判員と交代することができる。
27. 二塁の審判員はランナー無し、若しくは3塁の場合以外は、走塁線上の内側に位置する。
28. 審判員の帽子は連盟指定のものを着用すること。また、ズボンや上着は審判員に相応しいものとし、連盟で統一する。
29. 球審は試合開始前に公認ロジンバッグ（ホームチームが用意）の有無を確認すること。
30. 審判員に対する抗議は監督（不在の場合は届け出た監督代理または主将）のみとする。
31. 審判員のジャッジや相手チームに対する野次は禁止する。特に審判員、相手チームへの執拗かつ卑劣な野次、暴言、侮辱行為があれば、審判員は該当者をその場で退場処分にすることができる。
32. 審判員がラフプレーと認めた場合、アウトの宣言あるいは退場処分にすることができる。
33. 退場処分を受けた監督または選手は速やかに球場から退出するものとし、再出場は連盟審査担当会議の決定に従うものとする。
34. 暴力行為を行った者には本連盟から永久追放の処分を科することとする。
35. 33、34項に該当するチームにあっては、連盟宛てに始末書を提出するものとする。
36. 試合進行に支障をきたす行為があった場合、審判員は後日連盟審判部に報告すること。
37. 不正出場が発覚した場合、当該選手は以降の試合出場を停止し、チームへの処分は後日連盟審査担当者会議で正式決定する。
38. 公式戦、交流戦とも、EDH制を採用できる。（詳細別紙）
39. 喜寿は連盟の混成チームで構成されており、ユニフォームは各自所属チームの着用利用を可能とし、背番号の重複も認めるが、試合中の混乱を避けるため帽子のみ統一すること。

◎本競技規則は公認野球規則・全軟連規則に準拠する。

◎本競技規則は平成22年5月25日に一部改正し、平成22年7月1日から適用する。

◎平成22年11月19日 一部改正

◎平成24年2月13日 一部改正

◎平成25年 1月18日 一部改正

◎平成25年8月 2日 一部改正

◎平成26年 1月24日 一部改正

◎平成28年1月29日 一部改正

◎平成29年 2月 2日 一部改正

◎平成30年12月6日 一部改正

◎平成31年 4月27日 一部改正

◎令和元年12月12日 一部改正

◎令和 2年 2月 3日 一部改正

◎令和 3年12月9日 一部改正

◎令和 4年 2月 4日 一部改正

◎令和 4年8月26日 一部改正

◎令和 5年 1月20日 一部改正

## 兵庫県還暦軟式野球連盟

## 公式競技規則 別紙

## EDH 制

平成 29 年度リーグ戦から採用の、10 人打者制の指名打者制度は、一般の指名打者（略称DH）と区別するため、特別指名打者（略称EDH）と称することとする。

（注）DH：Designated Hitter

EDH：Exceptional Designated Hitter

- ① 平成 29 年度から、兵還連リーグ戦に、EDH制を採用する。
- ② EDHは、打撃のみを行う競技者で、9 人の守備要員に 1 人を加え 10 人制で行う。 但し、交流戦および喜寿リーグはEDHを 2 人（11 人制）まで認める。
- ③ EDHで出場した者は守備につくことはできない。
- ④ EDHの打順に制約はないが、その打順に入った打者は試合終了まで打撃のみを行う。
- ⑤ EDHに代えて代打、代走を使ってもよいが、EDHに代わった打者（または走者）は、以後EDHとなる。退いたEDHは、他の選手と代わって守備につくなど再び試合に出場はできない。
- ⑥ 試合開始前に交換された打順表に記載されたEDHは、相手チームの先発投手に対して、少なくとも一度は、打撃を完了しなければ交代できない。但し、その先発投手が交代したときは、その必要はない。
- ⑦ チームは必ずしもEDHを指名しなくてもよいが、試合前（メンバー交換時）に指名しなかったときは、その試合でEDHを使うことはできない。一方、EDHを採用するチームは、打順表の守備欄にEDHと記し、メンバー表を提出する。EDHを採用したチームは、途中で解除できない。
- ⑧ EDHは、打順表の中でその打順が固定されており、多様な交代によってEDHの打順を変えることは許されない。